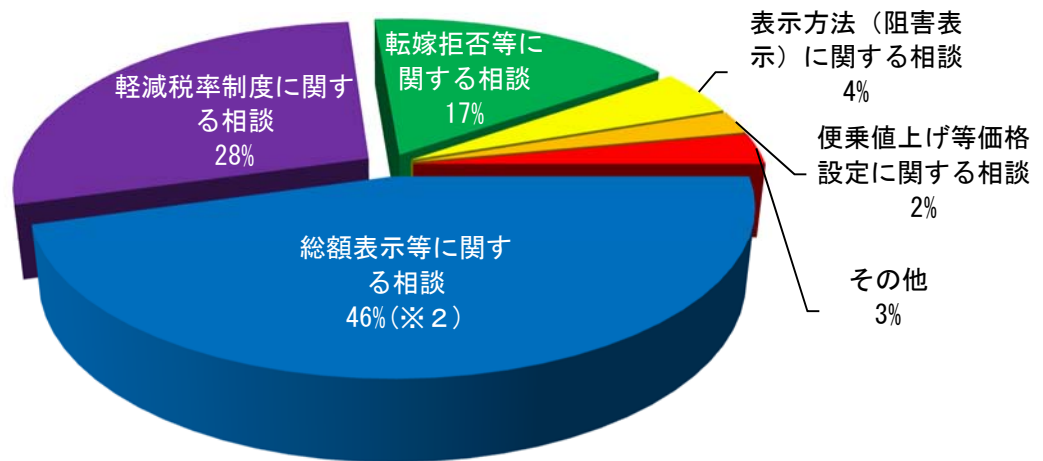


## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの令和元年5月(5/1～5/31)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

5月の相談件数：電話 325 件、メール 37 件  
【相談内容（全 362 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. インターネット通販で模型を販売している事業者です。

当社の運営するインターネットサイトで模型の通信販売を行う場合、10月以降に引渡す商品の適用税率について教えてください。

A. 消費税の適用税率の判定は、課税資産の譲渡等が行われた時点で行うこととなります。

したがって、令和元年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等については、経過措置が適用される取引を除き、原則として、新税率(10%)が適用されます。

なお、通信販売(不特定かつ多数の者に商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいい、不特定かつ多数の者に対する定期継続供給契約に係る販売を除きます。)については、通信販売の方法により商品の販売を行う事業者が、平成31年4月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、令和元年10月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って令和元年10月1日

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は0件

※2 うち総額表示に関する相談が12%、消費税一般に関する相談が88%

以後に商品を販売するときは、その商品の販売について旧税率(8%)とする経過措置が設けられています。

消費税の適用税率等や経過措置の適用については、個々の取引の契約内容を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 令和元年10月の消費税率引上げの際、当方が買手の立場となる請負業者との取引において、請負業者から取引価格(税込)引上げの申出があった場合は消費税率引上げ分を上乗せするつもりですが、請負業者から取引価格引上げの要請がなかった場合は、本体価格を引き下げることにより取引価格を据え置きにするつもりです。この行為は問題となるのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったたき」として問題となります。また、特定事業者(買手)が、単に特定供給事業者(売手)から取引価格の引上げ要請がないことを理由として、消費税率引上げ後の取引価格(税込)に消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置くことは、合理的な理由があるとは言えず、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

## ○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. 消費税率引上げに伴い、免税事業者が料金を値上げすることは便乗値上げに当たらないのでしょうか。

A. 免税事業者であっても、その仕入価格には消費税が含まれていることから、これに相当する額を価格に転嫁することは、便乗値上げに当たりません。

また、原材料価格の上昇など合理的な理由に基づき値上げを行う場合についても、便乗値上げに当たりませんが、通常のタイミングで値上げを行う場合と同様に、値上げの要因について丁寧に説明できるようにしていただければと思います。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. ペットフードの販売は、軽減税率の対象となりますか。

A. 軽減税率が適用される「飲食料品の譲渡」の「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除きます。)をいいます。ここでいう食品とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。したがって、人の飲用又は食用に供されるものではない家畜の飼料やペットフードは、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610